## 保育所型認定こども園に対する指導監査の主眼事項及び着眼点

主眼事項	着
第1 適切な入所児童 支援の確保	施設の支援について、個人の尊厳の保持を旨とし、入所児童の意向、希望等を尊重するよう配慮がなされているか。また、入所児童への支援等について、児童の保護者等及び関係機関(児童相談所、保健福祉センター等)との連絡調整が図られているか。
1 入所児童支援の充 実	(1) 開所・閉所時間、保育時間、開設日数が適切に設けられているか。
	(2) 保育所保育指針及び幼保連携型認定こども園教育・保育要領に規定される教育・保育の内容に係る基本原則に関する事項を踏まえ、各施設の実情に応じて適切な保育が行われているか。
	ア こどもの人権に配慮した適切な保育が行われているか。 イ 全体的な計画やそれに基づく指導計画が作成されているか。 ウ 保育の過程を記録するとともに、これらを踏まえ、指導計画に基づく 保育の内容の見直しを行っているか。  エ 保育の質の向上を図るため、自己評価を行っているか。また、その結 果の公表に努めているか。  オ 保育所児童保育要録が作成されているか。また、児童の就学に際し小学校への送付が行われているか。 カ 保護者との連絡を適切に行い、保育内容について保護者の理解と協力を得られるよう連携を図るように努めているか。 キ 職員及び保育所の課題を踏まえた研修が計画的に実施されているか。
	(3) こどもの状態を観察し、虐待や不適切な養育等の発見に努めるとともに、必要に応じて関係機関との連携を図っているか。
	(4) 適切な給食を提供するよう努めているか。  ア 必要な栄養所要量が確保されているか。  イ 嗜好調査、残食(菜)調査、検食等が適切になされており、その結果等を献立に反映するなど、工夫がなされているか。 ウ こどもの身体状態に合わせた調理内容になっているか。3歳未満児に対する献立、調理(離乳食等)、食事の環境などについての配慮がされているか。  エ 食事の時間は、家族生活に近い時間となっているか。 オ 給食材料が適切に用意され、保管されているか。 カ 給食日誌の記録が適正に行われているか。 キ 保存食は、一定期間(2週間)適切な方法(冷凍保存)で保管されているか。また、原材料についてもすべて保存されているか。 ク 食器類の衛生管理に努めているか。 ケ 給食関係者の検便は適切に実施されているか。

子 阳 車 項	* III L
主眼事項	着 眼 点
	(5) 食中毒対策が適切に行われているか。
	(6) 調理の業務委託が行われている場合、契約内容等が遵守されているか。
	(7) こどもの状態に応じた排泄及びおむつ交換が適切に行われているか。排
	泄の自立についてその努力がなされているか。トイレ等はこどもの特性に
	応じた工夫がなされているか。また、換気及び保温、プライバシーの確保
	に配慮がなされているか。
	(8) 衛生的な被服及び寝具が確保されるよう努めているか。
	(9) 医学的管理は、適切に行われているか。
	ア 健康診断の実施、結果の記録及び保管が適切に行われているか。
	イ 衛生管理及び感染症等に対する対策は適切に行われているか。
	ウ 必要な嘱託医等が置かれているか。また、個々のこどもの身体状況・
	症状等に応じて、嘱託医等による必要な医学的管理が行われ、保育士等
	への指示が適切に行われているか。
	(10) 安全計画の策定を含め、事故発生の防止のための指針の整備等、事故発
	生の防止及び発生時の対応に関する措置を講じているか。
	特に、睡眠中、プール活動・水遊び中、食事中、送迎等の場面では重大
	事故が発生しやすいことを踏まえ、以下の対策を講じているか。
	ア 睡眠中の窒息リスクの除去として、医学的な理由で医師からうつぶせ
	寝を勧められている場合以外は、仰向きに寝かせるなど、寝かせ方に配
	慮すること、児童を一人にしないこと、安全な睡眠環境を整えている
	か。
	- ~。 イ プール活動や水遊びを行う場合は、監視体制の空白が生じないよう、
	専ら監視を行う者とプール指導等を行う者を分けて配置し、その役割分
	担を明確にしているか。
	ウ 児童の食事に関する情報(咀嚼や嚥下機能を含む発達や喫食の状況、
	食行動の特徴等) や当日のこどもの健康状態を把握し、誤嚥等による窒
	息のリスクとなるものを除去しているか。
	また、食物アレルギーのあるこどもについては生活管理指導表等に基
	づいて対応しているか。
	エ 児童の通園、園外における学習のための移動その他の児童の移動のた
	めに自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他
	の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を
	適切に確認しているか。
	通園のための自動車の運行については、「送迎用バスの置き去り防止
	を支援する安全装置のガイドライン(令和4年12月20日国土交通省 送
	迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置の仕様に関するガイドライ
	ンを検討するワーキンググループ)に適合する児童の見落としを防止す
	る装置を装備し、これを用いて児童の所在を適切に確認しているか(当
	4 至心の可能性ののの処共、小物寺が个用息に休月界児子に直が私しい

수 m 후 ゼ	
主眼事項	着眼点
	ないかなどについての、保育士等による保育室内及び園庭内の点検を、 定期的に実施しているか。 カ 事故発生時に適切な救命処置が可能となるよう、救命講習等を受講す るとともに、当該講習等を基に実践的な訓練を実施しているか。 キ 事故発生時には速やかに当該事実を本市に報告しているか。
	(11) 施設の職員による、障害児を含む児童に対する虐待などの未然防止及び 発生時の対応に関する措置を講じているか。
	(12) 乳幼児突然死症候群対策や窒息事故の防止に努めるなど、事故防止対策を講じているか。
	(13) 死亡事故等の重大事故に係る検証が実施された場合には、検証結果を踏まえた再発防止の措置を講じているか。
	(14) 保護者との連携に積極的に努めているか。また、こどもや保護者からの相談に応じる体制がとられているか。相談に対して適切な助言、援助が行われているか。
	(15) 苦情を受け付けるための窓口を設置するなど苦情解決に適切に対応しているか。
	(16) 地域の関係機関と連携しながら、子育て支援に努めているか。
2 入所児童の生活環 境等の確保	施設設備等生活環境は、適切に確保されているか。
見守り惟休	(1) こどもが安全・快適に生活できる広さ、構造、設備となっているか。 また、こどもの発達や特性に応じた配慮がなされているか。
	(2) 保育室等が設備及び運営基準にあった構造になっているか。
	(3) 保育室等の清掃、衛生管理、保温、換気、採光及び照明は、適切になされているか。
第2 児童福祉施設運 営の適正実施の確 保	健全な環境のもとで、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員に よる適切な運営を行うよう努めているか。また、施設型給付費等を財源に運 営する保育所型認定こども園の経理事務は、適切に処理されているか。
1 施設の運営管理体 制の確立	(1) 入所定員を遵守しているか。
「PiJ Vノ#性 ユム	(2) 必要な諸規程は、整備されているか。運営規程、経理規程等必要な規程が整備され、当該規程に基づいた適切な運用がなされているか。
	(3) 重要事項説明書を作成し、利用者に内容の説明を行っているか。

主眼事項	着 眼 点
	(4) 施設運営に必要な帳簿や書類は整備、保管されているか。
	(5) 入所児童の直接支援に当たる職員等は、配置基準に基づき必要な人員が確保されているか。
	The state of the s
	(6) 施設の職員は、専ら当該施設の職務に従事しているか。
	(7) 園長に適任者が配置されているか。
	園長は専任者が確保されているか。園長がやむなく他の役職を兼務して
	いる場合は、施設の運営管理に支障が生じないような体制がとられている
	か。
	(8) 育児休業、産休等代替職員は確保されているか。
	(9) 施設設備は、適正に整備されているか。また、建物、設備の維持管理は
	適切に行われているか。
	(10) 予算及び補正予算の編成の時期と積算は適切に行われているか。
	(11) 会計経理が適切に行われているか。
	ア 施設型給付費等の請求事務が適正に行われているか。
	イ 利用者負担金 (時間外保育利用料、一時保育利用料、給食材料費等)
	の徴収手続き及び金額は適正か。
	ウ 現金・預金等の保管が適正に行われているか。
	エ 内部牽制体制が確立され、適正に機能しているか。
	オ 契約は適正な手続により行われているか。
	カ 支出内容に不適切なものはないか。
	キ 計算書類及び財産目録は適正に整備されているか。
	ク 未収金・未払金等は、適正に精算しているか。
	(40) 伊上は却の時長いた客工に行っていてふ
	(12) 個人情報の取扱いを適正に行っているか。 ア 個人情報保護に関する法律等に則り、個人情報に係る安全管理措置を
	プ 個人情報体験に関する伝律等に則り、個人情報に体る女主自生相直を 講じているか。
	イ 定期的に周知及び注意喚起を行うなど、形骸化しない仕組みを構築し
	ているか。
	ウ カメラやUSBメモリ等の電子記憶媒体の取扱いについて安全が配慮
	された適切な取扱いになるよう手順書等に基づく統一的な使用方法を確
	立するとともにその内容について全職員への周知を徹底しているか。
	(13) 施設設備を地域に開放し、地域との連携が深められているか。
	(14) 業務管理体制を整備しているか。
	(15) 自主点検表等の活用により、自らその提供する教育・保育の質の評価を

主眼事項	着
	行い、常にその改善を図っているか。
2 必要な職員の確保	(1) 労働基準法等関係法規を遵守しているか。
と職員処遇の充実	ア 職員の労働時間を適正に把握しているか。
	イ 健康診断の実施等、職員の健康管理を適正に行っているか。
	ウ 給与や各種手当について、給与規程等で規定し、適正に支払っている
	カゥ。
	エ 労働基準法第36条に基づく労使協定を締結し、労働基準監督署へ提
	出しているか。
	オ 職員の賃金は、京都府最低賃金額以上の金額で計算し、支給している
	カ <sub>2</sub> 。
	カ 法定経費以外の賃金控除を行う場合は、労働基準法第24条に基づく
	労使協定を締結しているか。
	(0) 要数体制のゆうし要数少もルの無準のとよの奴もぶれていてい
	(2) 業務体制の確立と業務省力化の推進のための努力がなされているか。
	(3) 職員の資質向上及び職員全体の専門性の向上を図るよう努めているか。
	(6) 概長の負負的工及の職員工序の寺门正の向上を囚るよう労のでするか。
	(4) 職員の確保及び定着化について積極的に取り組んでいるか。
	ア職員の計画的な採用に努めているか。
	イ 労働条件の改善等に配慮し、定着促進及び離職防止に努めているか。
3 防災対策の充実強	防災対策について、その充実強化に努めているか。
化	
	(1) 消防法令に基づくスプリンクラー、屋内消火栓、非常通報装置、防炎カ
	ーテン、寝具等の設備が整備され、また、これらの設備について専門業者
	により定期的に点検が行われているか。
	(2) 非常時に対する避難設備(階段、避難器具)が整備され、点検されてい
	るか。
	(3) 非常時の連絡・避難体制及び地域の協力体制は、確保されているか。
	(3) 非常時の連絡・避難体制及び地域の協力体制は、確保されているか。
	(4) 児童福祉施設等が定める非常災害に対する具体的な計画(以下、「非常
	災害対策計画」という。)が作成されているか。また、非常災害対策計画
	は、火災に対処するための計画のみではなく、火災、水害・土砂災害、地
	震等の地域の実情も鑑みた災害にも対処できるものであるか(必ずしも災
	害ごとに別の計画として策定する必要はない。)。
	(5) 非常災害対策計画には、以下の項目が盛り込まれているか。また、実際
	に災害が起こった際にも利用児童等の安全が確保できる実効性のあるもの
	であるか。
	【具体的な項目例】
	・ 児童福祉施設等の立地条件(地形等)
	・ 災害に関する情報の入手方法(「避難準備情報」等の情報の入手方

主眼事項	着
	法の確認等) ・ 災害時の連絡先及び通信手段の確認(自治体、家族、職員等) ・ 避難を開始する時期、判断基準(「避難準備情報発令」時等) ・ 避難場所(市町村が設置する避難場所、施設内の安全なスペース等) ・ 避難経路(避難場所までのルート(複数)、所要時間等) ・ 避難方法(利用児童の年齢や発達に応じた避難方法等) ・ 災害時の人員体制、指揮系統(災害時の参集方法、役割分担、避難に必要な職員数等) ・ 関係機関との連携体制
	(6) 非常災害対策計画の内容を職員間で十分共有しているか。また、関係機関と避難場所や災害時の連絡体制等必要な事項について認識を共有しているか。
	(7) 火災、地震その他の災害が発生した場合を想定した避難訓練及び消火訓練は、消防機関に消防計画を届出のうえ、少なくとも毎月1回以上適切に実施されているか。
	(8) 浸水想定区域又は土砂災害警戒区域に所在する施設については、避難確保計画が作成され、同計画に基づき1年に1回以上訓練が実施されているか。
	(9) 防犯について配慮されているか。